


所管部課	市民部 課税課	部長	広 沢 光 政	
件 名	東大和市税減免規則の一部を改正する規則について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>「東大和市税条例」の施行に伴い、市税の減免に関し、個人番号及び法人番号を取得するための所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 第1号、第2号、第3号、第6号様式に個人番号（法人番号）記入欄を追加する。</p> <p>② 特別徴収の方法によって市民税を徴収されている者に係る減免申請期限の規定を加える。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>①については、平成28年1月1日。</p> <p>②については、平成28年4月1日。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>個人番号及び法人番号を活用して、市民等の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ることができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。